

5. 建設発生土について

水田の利用及び損失補償について

時期等		建設発生土の受け入れ、工事等	水田等利用	損失補償
令和2年度			水田利用可能	原則として、補償は行いません。
令和3年度	仮換地前	原則、休耕田等の利用していない土地を対象 (例外となる場合あり)	水田利用可能 (工事の施工上、耕作中の土地を利用させていただく場合があります。)	原則として、補償は行いません。 ただし、工事の施工上、土地利用させていただく場合は損失補償を行います。
	仮換地後		一斉休耕いただきます。 (ただし、継続して耕作を希望される場合はご相談ください。)	原則として、補償は行いません。
令和4年度～		区域内の土地全体を対象		